

解体業審査基準

(令和2年10月1日)

1 申請書について、次の事項に適合すること。

(1) 2部（正本、写し）そろっていること。

(2) 記載事項の記入もれがないこと。

(3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。

(4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。

(5) 許可申請に係る審査手数料が全額納入されていること。

2 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

(1) 施設に係る基準

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号、以下「省令」という。）第57条第1号で定める基準のほか、以下の基準に適合していること。

ア 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。以下同じ。）の継続的な使用権限があること。

イ 事業の用に供する施設の場所の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。

ウ 省令第57条第1号各号で定める施設は、別に定める解体業許可に係る施設指導指針に定めるものを標準とし、これによらない施設については、省令第57条第1号各号に定める基準を満たす施設であることを明らかにすること。

(2) 申請者の能力に係る基準

省令第57条第2号で定める基準に適合していること。

3 申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号、以下「法」という。）第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(1) 法第62条第1項第2号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者」の適用については、法第61条第2項に規定する書面にて申し立てること。ただし、申請時の聞き取りや立入検査等で精神の機能の障害のおそれが判明した場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果などの「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるもの。（3か月以内に発行されたものに限る。））の提出を求める。

(2) 法第62条第1項第2号ホに規定する「その業務に関し不正又は不誠実

な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
- イ 法、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）第6条各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- エ イ又はウに掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導票が累積している場合
- オ 事業の用に供する場所の拡張のために、森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに事業の用に供する施設を設置するなど、使用済み自動車の再資源化業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
- キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合